

# 司法の窓

Vol.87

2022年  
(令和4年)

100  
調停制度発足100周年

最高裁判所広報誌

◆チョコレート  
プラネットの  
調停体験記

◆辻村深月さん  
と語る  
調停制度の進化



特集	チョコレートプラネットの 調停体験記	2
----	-----------------------	---

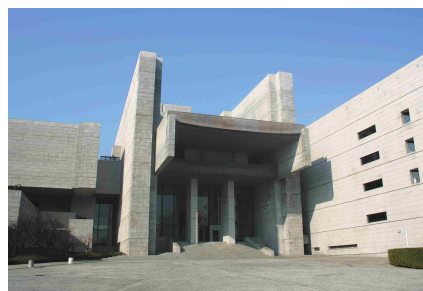
特集	辻村深月さんと語る調停制度 の進化 ～過去・現在・未来～	8
----	---------------------------------	---

15のいす	柔らかな司法 最高裁判所判事 菅野博之	1
トピックス1	裁判員の年齢が18歳以上へ	12
トピックス2	広報企画「法曹という仕事」	14
トピックス3	国際知財司法シンポジウム 2021	16
裁判所めぐり	さいたま地方・家庭裁判所	17
裁判所めぐり	各地の裁判所の取組 広報活動紹介します	18
海外司法スケッチ	各国の裁判所ウェブサイト	20

司法の窓は、裁判所ウェブサイトでも  
ご覧いただくことができます。

第87号

2022年5月発行



【表紙写真】  
最高裁判所正面玄関  
1974年（昭和49年）竣工



# 15のいす

## —柔らかな司法—

最高裁判所判事

菅野博之



日本の民事裁判では、形式的に考えれば結論の明らかな事件であっても、「しかし、そうではあるけれど・・・」などと争いが続くことも多い。例えば、これこれの事情があるから仕方がないとか、この結論はひどすぎるとか、様々な主張がされることがある。裁判官も、一見、明らかな事案ではないかと思っても、場合によっては慎重な審理をしたり、時には種々の事情を斟酌して柔軟な認定判断をすることがある。その理由は単純ではないが、一つには、裁判所に対するニーズないし期待というものがあるのではなかろうか。日本では、裁判は、勝ち負けを競うというよりも、とにかく適正公平な解決を求めるという傾向がある。また、法廷や和解室でよく思ったのは、法律論を言っても中々納得してもらえず、むしろ常識や条理といった方向からの説得が好まれ、人同士の理解や共感を重視するという点である。実質的な柔軟な判断をというのには、ある程度国民一般のニーズと思われる。そのため、私は、このような日本の裁判を「柔



らかな司法」と呼んできた。

私は、民事裁判は、基本的には、相対主義的な認定判断にすぎず、迅速さが重要な手続と考えている。しかし、それをそのまま徹底するというのではなく、公平適切な紛争処理のための実質的判断を含む複眼的な思考に努めてき

た。そのためにも、各当事者の立場に立った見方をし、批判のみではなく共感できる部分を探すことに留意して、できるだけ納得を得られる解決を目指すべく腐心してきたつもりである。しかし、私はこう思う、私はこうしたいという信念のみで裁判をすることは、決して許されるべきではない。柔らかな司法とは言うても、それは、ルールをどう活用できるか、法治の枠内でどう理屈を立て

得るのかを考え抜かねばならない。まして、最高裁は、最終審として、裁判例の統一をしなければならず、予測可能性を与える一般的判断をすることが職責である。それでも、多方向からの検討に努めているつもりではあるが、地裁等にいたとき以上に、柔らかな司法の実現に苦しみながら日々過ごしている次第である。

(かんの・ひろゆき)

100  
調停制度発足100周年

# チョコレートプラネット さんの 調停体験記 ～ Tyoutei Taikenki ～



**チョコレートプラネット** のお二人に、東京家庭裁判所で、家事調停を体験していただきました。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に講じた上で実施しています。

## ■ゲスト紹介・略歴■

チョコレートプラネット。長田庄平さん（写真左）と松尾駿さん（写真右）のコンビ。平成 20 年、平成 26 年、平成 30 年キングオブコント決勝進出。平成 27 年 NHK 新人お笑い大賞受賞。コント、漫才、ものまねなどの多種多様な芸風で、多数のテレビ番組などに出演し、幅広い年代から人気を得ている。刑事裁判を舞台としたドラマにも出演。



## 調停って何？

裁判所が当事者双方から話を聴いて、話し合いによって紛争の解決を図る手続です。日常生活でトラブルがあり、うまく当事者同士で解決できない場合に利用することができます。

### 民事調停

例えば、お金を貸したけれど返してくれないなど、民事のトラブルを扱います。主に簡易裁判所で手続を行います。

### 家事調停

例えば、ある夫婦が離婚したいと思っているけれど、子どもの親権について話し合いがまとまらないなど、家庭のトラブルを扱います。家庭裁判所で手続を行います。

## 調停制度発足 100 周年

現在のような調停制度は、大正 11 年（1922 年）、借地借家調停法から始まりました。令和 4 年（2022 年）10 月に、調停制度発足 100 周年を迎えます。

そんなに昔からあるの？





調停ってどんな制度？



訴訟と比較した  
調停制度のメリット

- ①柔軟で納得性の高い解決ができる  
話し合いをして合意により解決するので、当事者にとって納得性の高い解決が可能です。
- ②手続が比較的簡単  
法律の知識がなくても、一人で簡単に手続ができます。裁判所の窓口やウェブサイトにも申立てのための書式や必要な書類をご用意しています。
- ③手続費用が安い  
調停手続に必要な手数料は、訴訟に比べると低額です（例：離婚調停手数料 1,200 円とその他郵便料金）。
- ④秘密が守られる  
訴訟のような公開の法廷ではなく、調停室という非公開の部屋で手続が行われるため、当事者以外の第三者に知られずに、調停手続をすることができます。



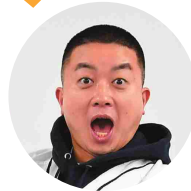
調停にはほかにも  
こんなメリットが！

- ①調停で決めたことには判決と同じ強制力が付与される  
調停で決まった内容が守られない場合には、財産の差押えなどの強制執行の手続を利用することもできます。
- ②法的な観点を踏まえた解決ができる  
裁判所が関与することで、社会的、法的に妥当な解決をすることができます。
- ③解決に向けて専門性のある複数の職種が関与する  
裁判官、調停委員、裁判所書記官、家庭裁判所調査官などが関与します。

離婚調停の手数料？

750 万円くらいですか（笑）

え、1,200 円ポッキリ?! 裁判所の専門家が関わってくれて、お手頃価格!



訴訟よりやさしいやつってことですね。手続が簡単なのにメリットいっぱい。プライバシーも守られて安心!

調停手続の流れ

申立て

原則として当事者からの申立て（申立書の提出）によって始まります。申立てをした人を申立人、話し合いたい相手を相手方と呼びます。

期日指定

申立人と相手方から事情を聴くための日時（調停期日）が指定され、双方に通知されます。

調停期日

裁判官と調停委員からなる「調停委員会」が、当事者双方から、お話をよく聴き、中立公平な立場から、調整をしたり解決案を示したりしながら、解決のお手伝いをします。

調停終了

調停成立

話し合いがまとまれば、当事者が合意した内容を記載した調書が作成されます。

調停不成立

話し合いがまとまらなければ、調停は終了となります。

## 調停に関わる人たち

裁判官と調停委員から構成される「調停委員会」、裁判所書記官、家庭裁判所調査官がチームとして、連携して紛争の解決を目指します。

### 裁判官

法律の専門家として、紛争についての法的な見通しを立てたり、チーム全体の最終的な方針を決めます。



瀧川裁判官

### 調停委員

地域社会で活躍されている方の中から任命されています。豊富な人生経験、社会経験、様々な専門知識を活かして、当事者から事実関係や意見を聴取したり、合意に向けた調整をするなど裁判官とともに紛争解決に当たっています。

弁護士や税理士等の資格をお持ちの方もおられますが、特別の資格は必要ありません。私は会社員を定年退職後、今までの仕事とは違うところでお役に立てればという思いで調停委員になりました。



西谷調停委員

定年まで会社員として勤めながら家事や育児、介護などをした経験を活かしたい、また、定年後に心理職の国家資格を取得したので、その専門性を活かしたいという思いから、調停委員になりました。



荒牧調停委員



色々な人がそれぞれの思いと得意分野を持って調停に関わっているんだね！

### 裁判所書記官

法的な手続の専門家として、調停手続全体が円滑に進むように、調停手続全体の進行管理、提出された書面などの保管、チーム内の情報の共有や調整などを担当しています。また、手続が公正に適切に行われたことを証明するという役割を担っており、例えば、調停成立の場面では、合意内容について、法的に効力のある書面にします。そのほかにも、当事者の方からの問い合わせに対応する大切な役割も担っています。



佐藤書記官

### 家庭裁判所調査官

心理学や社会学などの行動科学の知見や技法を活用して、紛争解決に向けた調査を行っています。例えば、離婚調停において、夫婦が子どもの親権について争っている場合に、子どもがどのような環境・状況で養育されているのかを実際に家庭を訪問して確認したり、保育園や学校から話を聞いたり、子どもと面接をして気持ちについて聴いたりして、子どもの意思を尊重した上で、どのような解決が望ましいか、調停委員会に提案をしたり、両親に子どもの視点で考えてもらえるように働きかけや助言をします。



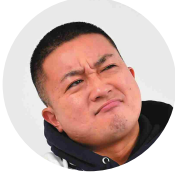
矢澤家庭裁判所調査官



## 家事調停を体験してみました

### 場面設定

結婚後7年目、5歳の子どもがいる夫婦間の調停。  
お二人が夫婦役となり、第1回の調停期日の場を体験していただきました。



**妻の言い分** 夫の金銭感覚との相違や、夫が家事や育児に協力的でないことに不満を持っている。離婚して子どもの親権を得たいと考え、調停を申し立てた。



**夫の言い分** 自分としては家事・育児に協力していると思っているし、妻の金銭管理に問題があると感じている。幼い子どものためにも、できれば妻とやり直したいと考えている。



### 家事調停を体験してどうでしたか？



**松尾** 調停委員の二人が、本当に、ちゃんと聴いてくれているなと感じて、話しやすかったです。



**長田** 友達とか周囲の人に相談すると、どっちかの味方になってしまって、中立の立場で話を聴いてくれる人って、なかなかいないと思うんです。こうやって、第三者が中立の立場で話を聴いて、冷静に客観的な意見を言ってもらえると、ああ、そうか、俺もそういうところがあったんだなと思えて、考えさせられるところがあるので、ありがたいと思います。

## 調停手続で心がけていること

**西谷** 先入観を持たず、まず当事者の方々のお話を虚心にうかがうよう心がけています。また、調停手続を利用される方の多くは、一生に一度というレベルの重大な問題を抱えておられると思いますので、調停委員として、常に、人それぞれの大事に対面しているという恐れや矜持を忘れないようにしています。

**荒牧** 当事者の方と調停委員との間に信頼関係がないと、良い解決に向かわないので、当事者の方に本音を話していただけるような関係を築きながら、当事者の方が納得できる解決に向けてお手伝いするという気持ちでお話をうかがっています。

**矢澤** 家庭裁判所調査官としては、お子さんに関する調停に関与する立場として、「お子さんの目線で考える」ことを大切にしています。お子さんの様子を専門的な立場から調査した上で、ご夫婦に「お子さんの立場から考えてみませんか」と声掛けをすることもあります。



**長田** 子どもの気持ちって難しいですよね。僕も3歳の子どもの父親ですけど、3歳の子どもにちゃんとした自我があるのか判断が難しいですよね。  
その日の気分やタイミングによって、パパ寄りな日とママ寄りな日がありますからね。



**松尾** ちゃんと調停してもらった方がいいんじゃないの(笑)  
うちの子どもはまだ1歳ちょっとなんで、あからさまにお母さんがいいっていうのはありますね。本当はどうかって言うとよく分からないですし、もう少しするとまた変わってくるかも。

**矢澤** 難しいですね。お子さんの将来が決まってしまう重要な場面ですので、私も悩みながら考えて、裁判官や調停委員と相談したりして方針を検討しています。

**龍川** 裁判官もとても悩めます。人生に大きな影響を与えることですので、チームのみんなと一緒に日々悩みながら仕事をしているという感じです。

### 児童室

—お子さんの気持ちに配慮した調査のために—  
家庭裁判所調査官が、お子さんからお話を聴いたり、親と子の交流の様子を確認したりするときに使います。お子さんの不安や緊張を和らげられるよう、おもちゃを置いて、マジックミラー越しに様子を確認できるようにもなっています。





さらに利用しやすく 一家事調停手続におけるウェブ会議の試行一



めちゃくちゃきれいに映っている！



映像も全然タイムラグがない！むしろちょっと早いぐらいです(笑)

ウェブ会議の試行

調停制度がさらに利用しやすいものとなるよう、令和3年12月から、東京、大阪、名古屋、福岡の家庭裁判所において、家事調停手続におけるウェブ会議の試行を行っています。

ウェブ会議のメリット

①当事者の裁判所に来る負担を軽減

裁判所に来るための時間が不要になります。仕事を休まずに済んだり、遠くから裁判所に来る負担も軽減できます。

②安心・安全な手続を実現

当事者同士が同じ裁判所に来なくてよくなるため、対面による危険や心理的負担を回避・軽減でき、安心・安全な手続を実現できます。

③新型コロナウイルス感染症対策

コロナ下においても、不安を感じることなく、調停に参加していただくことができます。

最後に



**松尾** 調停手続の手数料が安いのにびっくりしました。安心価格でやっていることをもっとアピールすればいいのと思います。



**長田** 裁判所ってハードルが高いなと思っていたけど、意外に身近なんだと感じました。

調停の申立てをするために弁護士さんに依頼しないといけないと思っている人が多いんじゃないかな。裁判所の窓口に来れば、一人で簡単に手続ができるということがもっと広く知られば良いと思います。裁判所でもSNSで「調停チャンネル」みたいなのをやって、情報発信した方がいいんじゃないかな。それから、市区町村の窓口でも、調停手続がありますよといった案内を、全面的にやってもらいたいですね。

チョコレートプラネットのお二人の体験を通じて、皆さんも、調停制度について知っていただけましたでしょうか。

もしものときに解決の選択肢に加えていただけると、大変うれしく思います。裁判所としても、利用しやすいものとするためにこれからも日々頑張ります。

チョコレートプラネットのお二人、ありがとうございました！





## 調停制度の歴史

### ～制度発足100周年～

林 本日は辻村さんに調停についてご紹介したいと思います。調停は、お互いの話合いと合意を重視して解決を図る手続で、令和4年（2022年）10月に制度発足から100周年を迎えます。話合いにより争いごとを解決するという方法は調停制度が発足するはるか前の鎌倉幕府の時代からわが国で利用されており、江戸時代にも「内済」（ないさい）といって、村落の有力者が間に入って話合いによる解決を図ることがありました。

もともと、現代のような調停制度は大正11年（1922年）に、借地借家調停法により始まりました。借地借家調停法は、翌年9月の関東大震災によって発生した大量の借地借家問題の紛争解決に当たって活用され、定着したといわれています。当時、東京の裁判所では、市内に12か所の出張所を作り、二十数名の裁判官、100名余の調

停委員が出張して対応に当たりました。今の築地本願寺にテント張りの出張所ができて、被災した裁判官や調停委員も着の身着のまま、一生懸命紛争の解決に当たったと記録に残っています。

辻村 裁判官や調停委員の皆さんが、被災後の状況が落ち着いてから、と後回しにせずに、その被災の渦中にありながらきちんと役目を果たそうとしたことに胸が打たれます。

林 家事調停については、昭和14年に施行された人事調停法により始まりました。女性からの申立てが全体の七割近くを占め、まだ女性の地位が確立されていなかった当時、女性の保護と権利の拡大に役立ったといわれています。女性の保護という点では、辻村さんは、『朝が来る』の中で女性の貧困の問題を取り上げられていますね。

辻村 『朝が来る』の中で、主人公が14歳で子どもを出産し、家族などの支援をどんどん断っていく中で、理不尽な借金を背負ってしまうのですが、後からその問題を知っ



た第三者が、「(本当は借金を返さなくてよいことを) 知っていればよかったのに」、「言ってくれたらよかったのに」と話す場面があります。貧困などの問題の真っ只中にいると、本当は他に選択肢があるのに自分には何も選べないと考えてしまう。そのことが選択肢を更に失うことにつながっていくので、必要としている人のところに必要な制度の情報が届いていないことについて書いておきたいと思いました。情報としてあるだけではなくて、きちんと制度と人がつながれるといいのにと、もどかしく思います。

林 制度がどういうときに役立つのかを身をもって感じていただけるようにするためにはどうすれば良いかが難しい課題ですね。

次に戦後の話に移りますが、例えば、家事調停で扱う家事紛争は、特に人の感情という必ずしも合理的に割り切れないものや、そこから生じる人間関係を扱うことも多いので、昭和20年代に、心理学、社会学、教育学などの専門的知識を活用して事実の調査を行う家庭裁判所調査官の制度が作られています。

さらに、近年、家族の在り方が変化し、個々人がそれぞれの価値観や自分の権利を大切にするようになったことに伴い、調停でも、以前より、事案が複雑であったり、当事者の対立が激しいものが増えました。このような事件の解決を図るため、平成25年に家事事件手続法が施行され、調停の機能が強化されるとともに、利用者の方がより利用しやすくなるような多様なメニューが用意されました。

辻村さんの著書で、イクメンが主人公の『クローバーナイト』では、核家族を自信を持ってやっていくという最後の場面が印象的でした。近年の家族の在り方の変化についてお考えをお聞かせいただけますか。



辻村深月(つじむらみづき)

作家。平成16年『冷たい校舎の時は止まる』でデビュー。平成23年『ツナグ』で吉川英治文学新人賞、平成24年『鍵のない夢を見る』で直木三十五賞受賞。『ハケンアニメ!』、『朝が来る』、『かがみの孤城』など著書多数。

辻村 核家族だと、育児などに手助けが必要な反面、家族間で結び付いていこうという、家族の殻が厚くなる面もあるのではないかと思います。少子化など、いろんな問題がある中で家族の形も変わっていくし、それに伴ってやはり援助の仕組みに手を伸ばしやすいうようにしていくのも大事だと思います。

家族間で起こる事件の報道を見ていると、例えば、殺人が起きたときに、家族の問題だと「心中」や「虐待」という言い方になったりして、人の営みの中で家族だけは違う問題になっていると感じます。お互いに血のつながりがあるから守られることもあれば、遠慮がなくなって普通の人との間では言わないようなことまで踏み込んだ発言をしてしまったり、あるいは密室の中で暴力が起こってしまったりと、家族の問題って外からすごく可視化しにくい。だから、家族の中で起こっている問題について、外側に対して手を伸ばせる勇気がすごく必



林道晴（はやしみちはる）

最高裁判所判事。昭和 57 年東京地裁判事補任官。平成 4 年東京地裁判事。その後、最高裁民事局課長、東京高裁判事などを経て、平成 21 年最高裁民事局長兼行政局長。平成 26 年東京高裁判事部総括、最高裁首席調査官、平成 30 年東京高裁長官などを経て、令和元年 9 月から現職。

要で、調停制度はそれを支える制度なのだと思います。

林 そうあるべきですね。

### 調停制度の進化と最新の取組

林 調停制度は、話し合いにより利用者が納得できる解決を図るという調停の本質は維持しつつも、時代や社会の変化やそれに伴い変化する利用者の方のニーズに対応するために進化し続けています。一つの例として、民事調停には特定調停があります。債務者の経済的再生を図ることを目的とした特定調停の制度が平成 12 年にスタートし、その後、中小企業の経営支援や自然災害に対する対応などで応用されるようになり、令和 2 年 12 月からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的困窮への対策としても活用されています。

また、民事調停は、ご近所、仕事関係、学校など、関係性が近い当事者間で発生し

たトラブルについて、将来的な関係性も考慮に入れて、柔軟な解決を図るのに適した紛争解決手段です。そういった意味では、人と人をつなぎ、未来に向かおうとする方々の背中を押す役割も担える制度ではないかと思います。未来に向けて人の背中を押すという点で裁判所に期待されることはありますか。

辻村 法律とか、裁判所とか、すごく機械的というイメージが強かったのですが、今日お話ししてみて、裁判所を構成するのは「人」であるということを実感しました。だから、何か公的なものを頼るという場合も、機械的な場所に対して何かを仰ぐのではなく、人に向けて話をして、人と人がつながるといことなんですね。裁判所の内部にいるのが人であるということ私たちが理解することが大切なのかなと思います。

調停や特別養子縁組の手続を利用した方の話を聞くと、裁判所の方のうなずきやいたわりの表情があったりすると、すごくほっとするそうなんです。逆に言うと、能面に向けて話をしなきゃいけないんじゃないかという気持ちで気後れしてしまう人たちが多いのだと思います。

林 うなずきや目線でメッセージを伝えるということは当然あっていいと思います。

調停制度を更に利用しやすくするための別の取組をご紹介しますと、令和 3 年 12 月から、ウェブ会議を使った家事調停の試みが始まりました（※ウェブ会議のメリットについては本号 7 頁参照）。

辻村 離婚調停では相手と顔を合わせるのが心理的な負担となり、制度利用のハードルになってしまいかねないと思うので、裁判所に行く負担が減るとか、話したくないと思っている相手と直接会わなくていいというのは、すごくいいことですね。私もリモートで打合せを行うことがよくあるので



すが、ウェブ会議の場合、裁判官や調停委員の方々の進め方やその力量がこれまで以上に問われることになると思います。

林 非常に大事な点ですので肝に銘じたいと思います。裁判所では、話し合いによって、お互いに納得し合意できる解決を目指すという調停の大事な部分は変えることなく、利用者の方の現在の生活や多様なニーズにフィットした調停運営を行えるよう、今後でも取り組んでいきたいと思っています。

## おわりに

林 辻村さんは今、社会生活や家族の在り方がどのように変化していると思いますか。

辻村 コロナ下で社会全体に不安がまん延している状況があって、人と人の関係が希薄になる一方で、家族で結び付いていれば大丈夫という考え方が強くなって、より家族間が密室化してしまうのではないかという懸念があります。だからこそ、繰り返しになるのですが、必要な情報が必要な人のところに届くこと、その人が助けを求めやすいようにすることが大切だと思います。

林 手続を利用していただくためには、利用者の方の目線も十分考えながら情報発信をして、実際に裁判所に来ていただいた場合にはそのお気持ちに答えなければいけないですね。

辻村 そうですね。最初に頼ったときに、難しかったとか、自分では相手にされなかったということになると、裁判所に限らず、多分そこで引き返してしまうこともあると思います。何か最初にやってみようと思ったときの、良い入り口をどうやって作っていくのかだと思います。

林 しっかり良い入り口を作っていきたいと思っています。

利用者の方にとって、調停や裁判といった司法制度がこれからも身近で利用しやすい手続であるためのアイデアなどはあり

ますか。

辻村 裁判所ウェブサイトの動画を見たのですが、こういう問題に対してこういう対応をしたという具体的な誰かのドラマが感じられる情報があると、自分と似た悩みの事例にもたどり着きやすいと思います。調停がテレビドラマや映画など物語の舞台になるのもおもしろいかもしれませんね。

林 そういうお話をうかがうと、ぜひ辻村さんに、原作になる小説を書いていただくとありがたいなと考えてしまいます（笑）

もし、何かトラブルが起きてしまい、相手と話し合いによる解決がしたい、でも当事者同士ではなかなかうまく話し合いができないというときには、身近な手続である調停制度のことも思い出していただき、紛争解決のための選択肢に加えていただければと思います。私たちは、利用者の方のお話を真摯に伺いながら、解決に向けたお手伝いをさせていただきます。

辻村 今日お話しただけで調停制度がぐっと身近になった感じがします。

林 本日は本当にありがとうございました。

（対談日 令和3年11月24日）

※ 本対談のより詳しい内容をご覧になりたい方は、裁判所ウェブサイトをご覧ください。



# 裁判員の年齢が18歳以上へ

## —学生に向けた広報活動—

裁判員制度は、平成21年5月にスタートし、国民の皆さまのご協力により安定的に運用されております。このような中、令和4年4月1日から、裁判員となることができる年齢が、現行の「20歳以上」から「18歳以上」に拡大され、令和5年以降、18歳、19歳の方も実際に裁判員裁判に参加することになります。

裁判所では、今後制度を支えていくことになる学生の皆さんにもこれまで以上に興味を持ってもらうための取組として、学校等への出前（出張）講義を積極的に行っております。

今回は、埼玉県立川口北高校の出前講義をご紹介します。



さいニャン  
裁判員制度広報キャラクター

## 埼玉県立川口北高校を訪れました

埼玉県立川口北高校



令和3年11月25日（木）、さいたま地方裁判所的一场修子裁判官が、高校一年生を対象として、全体講義（約350名参加）と模擬評議（8名参加）を行いました。

全体講義の様子



全体講義では、裁判員制度の概要、裁判員選任手続の流れ、裁判員の役割を中心に一場裁判官から説明がありました。

2年後の18歳から裁判員となる可能性があることもあって、皆さん真剣に参加していただきました。

模擬評議の様子



模擬評議では、被告人である桃太郎が赤鬼に暴力を振るい、村人が赤鬼に奪われた野菜を奪い返すとともに、赤鬼のゲームソフトを換金目的で奪い、その際、赤鬼に全治2週間のけがを負わせたという強盗致傷の事例を取り上げました。

量刑が争点となる事例でしたが、実刑か執行猶予かについて意見が分かれました。野菜を取り返すのは同情の余地があるが、お金のためにゲームソフトを奪ったのはひどい、被害弁償をしているので一定の誠意は見られたなどの意見が述べられ、最終的に懲役4年の実刑という結論になりました。



## 模擬評議の感想

模擬評議後、参加した学生の皆さんや、講師の一場裁判官にお話を聞きました。

### 学生の皆さんの感想

- ・結構みんな重い刑を考えていて、自分の考えと違って、そういった点が興味深いなと思いました。
- ・裁判の流れを具体的に知ることができて、非常に良い経験になりました。裁判員に選ばれた場合、なかなかない経験ですし、自分の価値観も広がると思うので、ぜひ参加したいと思います。
- ・公民の授業で習って難しいなと思っていましたが、裁判員裁判に参加することに対するハードルが少し下がりました。自分が参加することになったら、人の話をよく聞いて、自分でも判断していこうと思いました。

模擬評議では、皆さん自分の意見を持って積極的に話してくれており、これまでの学生生活や社会生活の中での経験を活かして、今すぐにでも裁判員として評議に参加してもらえると感じました。

若い方々の新鮮な意見は裁判官にとって勉強になることも多く、皆さんの意見を活かしながら、今後の裁判員裁判をより良いものにしたいと思います。

18歳を迎えたら、制度にぜひご協力ください！



## メディアを活用した広報活動



テレビ番組で裁判員制度について説明する  
最高裁判事局市原志都第二課長

今回の川口北高校での講演、模擬評議の様子は、政府広報テレビ「宇賀なつみのそこ教えて!」で放送されました（令和4年1月放送）。

このほか、政府広報ラジオ「青木源太・足立梨花 Sunday Collection」で裁判員制度が紹介されました（令和3年10月放送）。

両番組は、政府広報オンラインのウェブサイトからご視聴できます。



テレビ番組  
ウェブサイト



ラジオ番組  
ウェブサイト

## 出張（出前）講義について

裁判所では、地方裁判所の裁判官や裁判員経験者が皆さんの職場や学校等を訪問し、裁判員裁判に関する疑問に分かりやすくお答えする出前（出張）講義を行ったり、模擬評議を実施したりしています。

詳しくは、最寄りの地方裁判所の総務課までお問い合わせください。

また、各地の裁判員制度関連情報については、裁判員制度ウェブサイトもご覧ください。



裁判員制度  
ウェブサイト

# 三者共同広報企画 『法曹という仕事』

令和3年8月17日、最高裁、法務省、日弁連の法曹三者による広報企画「法曹という仕事」を実施しました。

この企画は、全国の高校生を対象に、司法を身近に感じてもらい、法曹という仕事の魅力ややりがいを紹介するイベントです。令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催を見合わせましたが、令和3年はオンライン形式で開催し、全国から多くの高校生に参加していただきました。ここでは、企画の内容を少しだけご紹介します。



## 法律家は堂々と正義を語ることのできる仕事

冒頭は、岡村和美最高裁判事の講演から始まりました。岡村判事は、「法を学ぶということは、六法全書を丸暗記することではありません。紛争の解決や社会のルールに関する仕事をするためには、バランスのとれた公平な判断ができなければなりません。そのために何が必要かといえば、日ごろから社会に関心を持ち、広い視野を持って情報を正しく収集・分析した上で、自分でよく考える。その積み重ねが大切なのです。」と高校生の皆さんに語りかけました。

さらに、「誰もが平等に、尊重され、人間らしく生きることができる社会のために、法律家は、照れたり恥ずかしがったりすることなく、堂々と正義を語ることのできる仕事です。次代を担う皆さんの情熱とチャレンジに大変期待しています。」と、熱いメッセージを送りました。

☆岡村判事の講話は、裁判所ウェブサイトにも動画を掲載しています（二次元コードは右下）。



参加者に語りかける岡村和美最高裁判事

## 法曹三者がそれぞれの仕事の魅力を紹介

裁判官、検察官、弁護士が、それぞれオンライン上のグループに分かれ、自分たちの仕事について紹介しました。高校生の皆さんには、各グループを自由に行き来し、興味のあるグループの話聞いてもらいました。

裁判所グループでは、裁判官だけでなく、一緒に働く家庭裁判所調査官や裁判所書記官も参加し、裁判所での日常や仕事のやりがいを話しました。なぜ裁判所で働こうと思ったのか、実際に働いてみて裁判所がどんな職場なのか等、高校生の皆さんからの質問に答えながら、これから進路を考える高校生の皆さんが、裁判所の仕事に興味をもってもらえるよう、裁判所の魅力を存分にお伝えしました。



家入美香裁判官



一社紀行裁判官



重田知恵美  
家庭裁判所調査官



小路口美奈子  
裁判所書記官



## 法曹三者が刑事裁判を生解説！

NHK Eテレの昔話法廷「白雪姫」を題材に現役の法曹三者が模擬裁判を生解説！検察官や弁護士の狙いや手続のポイント等、リアルな裁判をお伝えしました。ここでは、実際の解説の様子を、少しのぞいてみましょう。



法服を着て解説する裁判官

### 異議あり！

- 検察官** 検察官がここで異議を出したのは、弁護人の質問が争点とは関係のない質問だったからです。あと、白雪姫に対する侮辱的な要素もあるように思いますね。
- 弁護士** 弁護人としては、検察官が犯人は王妃であることを前提に質問していることに異議を述べると思います。犯人が王妃かどうか問題になっているので、『王妃』を主語にした質問は、間違っただけの印象を与えかねない質問ですね。
- 裁判官** 尋問の仕方にもルールがあって、関連性のない質問や侮辱的・威圧的な質問、前提が間違っている質問も誤った答えを誘発するためできません。また、言わせたい答えを暗示するような質問も制限されます。これらは真実に近づくための工夫の一つです。

### 尋問のテクニック

- 裁判官** ここで、先ほどの弁護人の伏線が回収されたのではないですか。
- 弁護士** はい。弁護人は、ここで白雪姫の嘘を暴きました。先ほどわざと大げさな聞き方をしていたのは、嘘がばれる瞬間のインパクトを持たせたかったんですね。あの聞き方は上手でしたね。

### 必要な捜査は？

- 検察官** 私がこの事件の担当検事だったら、リンゴを押収して、毒物を調べますね。
- 裁判官** 人の話には、勘違いや嘘があるので、指紋や毒物などの手堅い客観証拠を手掛かりに考えることが重要ですね。

さらに、参加した高校生の皆さんから、チャット機能を使って法曹三者に質問タイム！

**Q** 王妃が、リンゴの話題だけ黙秘することはできますか。

**A** できます。刑事裁判のルールに基づけば、黙秘しても不利に扱われません。

ただ、説明して理解してもらった方が有益になることもありますよ。

いかがでしょうか。こんなふうに解説を少しのぞくだけでも裁判に興味が出てきませんか。参加した多くの高校生の皆さんからも、大好評でした。今年もオンラインでの開催を予定しています。皆様のご参加をお待ちしています。

幕間では、最高裁判所の大法廷を動画で紹介！大法廷の重厚な雰囲気を感じてもらいました。

この紹介動画は、裁判所ウェブサイトにも掲載していますので、ぜひご覧ください！

直接会って気軽にお話ししているような感覚で楽しく参加することができました。

法曹という仕事の意義や責任感を強く感じ、法曹の重要性を感じました。

## 参加者の感想

岡村判事の言葉は重みがあり、最高裁判事のすごさをあらためて認識しました。

今まで知らなかった書記官や調査官の仕事も知ることができて、とても参考になりました。

昔話法廷の解説がすごく詳しくて、さすがプロの視点だな、と感動しました。

この企画の実施結果は、ウェブサイトにも掲載しています。



# 国際知財司法シンポジウム2021



パネルディスカッションの様子

令和3年10月20日から10月22日にかけて、「国際知財司法シンポジウム2021～アジアにおける知的財産紛争解決～」が弁護士会館講堂クレオにて開催されました。

昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためウェブ会議形式で実施し、3日間で延べ2530人の方々に視聴していただくことができました。

平成29年にスタートした本シンポジウムは、各国の知財司法制度に関する最新情報を共有し、相互理解を深める場としてこれまでも大きな反響を得てきました。また、産業界や研究者にとってもそれらを知る貴重な機会となっています。

5回目となる今回のシンポジウムでは、日本以外にもアジア12か国から20名を超える知的財産分野の専門家をパネリストとして迎え、アジアにおける知的財産紛争解決に関する最新の議論と課題について、活発な議論が行われました。



開会挨拶を行う戸倉三郎最高裁判事

本シンポジウムの  
アーカイブ動画は  
YouTube で公開中！



裁判所パートである1日目には日本における「特許権の間接侵害」を題材とした模擬裁判を行った後、「特許権の間接侵害の国際比較」及び「民事裁判における専門的知見の活用」をテーマにパネルディスカッションを行いました。



模擬裁判の様子

法務省パートである2日目には「商標権侵害に関する民事訴訟」及び「模倣品に対する行政上のエンフォースメント」をテーマとするパネルディスカッションが、特許庁パートである3日目には「審判の最新状況」及び「各国のAI、IoT関連発明の進歩性」に関する講演の後、「仮想事例に基づく進歩性判断の各国比較」をテーマとするパネルディスカッションが行われました。各国が互いの法制度や審理運営の在り方について知識や理解を深めることができ、大変有意義な機会となりました。

<主催> 最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネット

講演資料等（裁判所パート）はこちらから確認ができます。  
知的財産高等裁判所ウェブサイト  
<https://www.ip.courts.go.jp/jsip/index.html>







埼玉県の裁判所

埼玉県には、さいたま地家裁本庁（浦和）のほか、4か所の支部（越谷、川越、熊谷、秩父）、2か所の家裁出張所・独立簡裁（久喜、飯能）、4か所の独立簡裁（川口、大宮、所沢、本庄）があります。

コバトンによる裁判所訪問

令和3年（2021年）、埼玉150周年を記念して、埼玉県にご協力いただき、県のマスコット「コバトン」によるさいたま地家裁訪問が実現しました。さいたま地家裁ウェブサイトへの掲載にあわせ、「コバトン家／ち」公式TwitterとFacebookでも紹介していただきました。

地裁

裁判所からコバトンに1通の手紙が届いたところから物語が始まる裁判員体験企画「コバトン裁判員になる?!」を行いました。

家裁

「さいたま家裁にコバトンがやってきた」と題し、さいたんの案内のもと、家庭裁判所内を見学してもらいました。



コバトンも他の裁判員とともに一所懸命評議をしています



さいたんにコバトンのナビゲートをお願いしました

裁判官による出前講義

令和5年からは18、19歳も裁判員に選ばれるようになることを踏まえ、これからの裁判員制度の担い手となる高校生や大学生を対象に、裁判官による出前講義を行っています。



高校での出前講義の様子

オンラインイベント

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、イベントもオンラインで実施しています。

学生を対象にした「オンライン裁判所見学」をはじめ、夏休み子ども企画では、職員が演じた模擬裁判の動画を参加者（小学校高学年対象）に視聴いただき、裁判官と評議を行う「オンライン裁判員体験」を実施しました。裁判官も驚くような鋭い意見が出されるなど、活発な評議が行われました。



オンライン裁判員体験の様子

裁判員等経験者と法曹三者との意見交換会

裁判員等経験者から経験談を聞くことのできるイベントも、本庁と熊谷支部とをオンライン接続して開催し、遠方にお住まいの方にも参加していただけるようにしました。参加者からは「経験者の生の声を聞き、裁判員になることへの不安が解消された」といった感想が寄せられました。

もっと知りたい方は

コロナ下での広報活動は制約がありますが、アイデアを出し合い、地域社会との連携をより深めることで、新しいイベント企画や交流も生まれています。

県内外で人気を誇るコバトンの体験・見学の様子や各種イベントについては、さいたま地家裁ウェブサイトに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。



# 各地の 裁判所の取組

## 広報活動 紹介します

### 裁判手続を知ろう

#### 模擬裁判・法廷見学

実際の法廷を使って、模擬裁判や法廷見学を行いました。模擬裁判では、参加者が、裁判官・検察官・弁護人などになりきり、法廷には本当の裁判のような緊張感もありました。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、例年より参加人数を減らし、感染予防策を講じた上で実施しています。

乙姫が被告人に！



#### 青森

浦島太郎を題材に、乙姫が玉手箱に毒を入れて浦島太郎を殺したとして模擬裁判が行われました。

参加者が裁判官や検察官、弁護人役を演じ、模擬裁判後は乙姫に殺人罪が成立するのか、活発な意見交換が行われました。

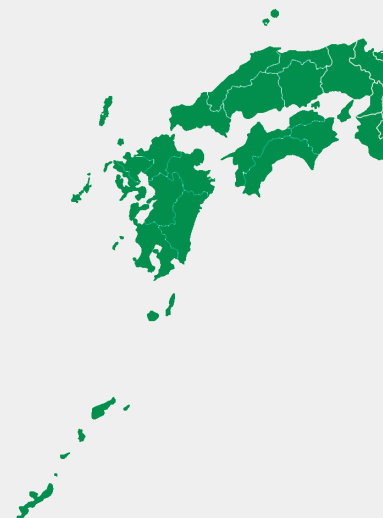
#### 金沢

模擬裁判や法廷見学の他にも、裁判所クイズが出題されました。実際に出題されたクイズは「争いを解決するために裁判所で利用できる手続のうち、令和4年、制度ができて100周年になる手続は何でしょう？」です。

(答えはページ下部に！)



「裁判所クイズレディ」が登場！過去には「裁判所クイズマン」や「クイズ侍」も！



### 学校等 ⇄ 裁判所 オンライン接続

学校等と裁判所をウェブ会議システムを利用して接続し、オンラインによる講義等を行いました。裁判官から身近な事例を題材にして裁判所の役割や裁判について紹介したほか、生徒の皆さんからの様々な質問にもお答えしました。

講義等のご依頼については、お近くの裁判所にお問い合わせください！

中学生

#### 熊本

「日常ついやってしまう裁判官あるあるは？」  
「興味のある法廷ドラマは？」といった質問もあり、裁判官を身近な存在に感じたという感想等をいただきました。



実際の法廷からお送りします！

小学生

#### 広島

友達とのゲームの貸し借りなど身近な事例を題材に司法の役割などを解説。○×クイズでは皆さんから積極的な回答があり、とても盛り上がりました。



正解は×でした！

中学生

#### 松山

裁判所の役割や裁判官の仕事の説明。裁判官になろうと思ったきっかけ、仕事のやりがいや大変なこと、裁判官の一週間のスケジュールなども紹介しました。



勉強面や学生生活を送る上でのアドバイスも



裁判所にもオリジナルのキャラクターがいます！



家庭裁判所のキャラクター  
かーくん



裁判所ナビゲーター  
さいたん

## 地域社会に根差して

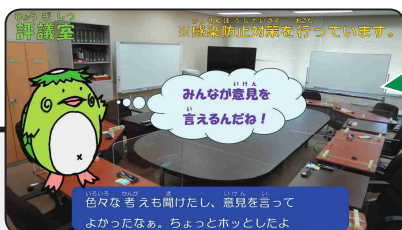
### 地域のイベントに参加

裁判所は地域のイベントにも積極的に参加しています。今後とも地域との交流を深め、地域に根差した裁判所でありたいと思います。

#### 札幌

札幌市内の各団体が参加する地域イベント「カルチャーナイト」に参加しました。

令和3年は各団体が様々な動画を配信するオンライン開催となり、裁判所からは裁判員裁判を体験する動画や裁判所職員の一日を紹介する動画などを配信しました。



裁判員裁判を体験するかーくんの模様を動画でお届けしました。

今日は千葉地方裁判所に  
見学に来たよ！



千葉県 PR マスコットキャラクター チーバくん

#### 千葉

裁判手続の説明とともに法廷などを案内しました。

また、裁判官が着用する法服をチーバくんにも着てもらいました。とてもよくお似合いです！

どう？  
似合うかな？



### ご当地キャラが裁判所にやってきた！

地元のご当地キャラが裁判所の見学に訪れました。見学の様子は裁判所ウェブサイトにも掲載されていますので、是非ご覧ください。

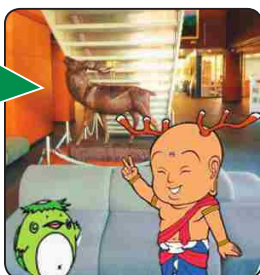
ご当地キャラと一緒に裁判所の見学を体験した気持ちになれるかも！

#### 奈良

裁判所が奈良公園の入口部分の一角にあり、敷地内にもたくさんの鹿がいます。法廷の他、普段は見ることができない少年審判廷なども案内しました。



建物内に設置されている鹿の置物にせんとくんも興味津々！？



© NARA pref. 奈せ第 21-024 号

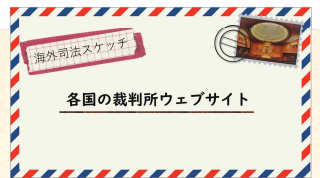
せんとくんの裁判所  
見学の様子はこちら



チーバくんの裁判所  
見学の様子はこちら



# 各国の裁判所ウェブサイト



—皆さんは裁判所のウェブサイトをご覧になったことはありますか？—



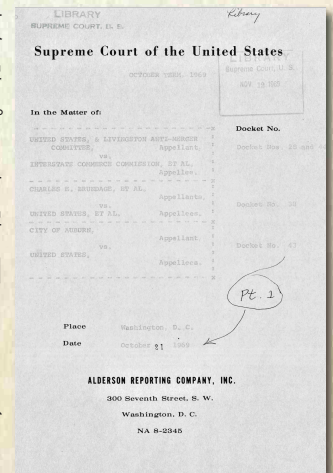
## 米国連邦最高裁判所

トップページは、最高裁判所の写真を背景に、シンプルな構成になっています。トップページのパターンが時間や季節で変わるので、様々な雰囲気を楽しむことができます。



## 口頭弁論の音声記録

最高裁で行われた口頭弁論の音声記録及び文字起こしが当日中にアップロードされます。1968年から2000年までの文字起こしは最高裁判所の図書館からスキャンされたものなので、当時の書き込みなども見ることができます。

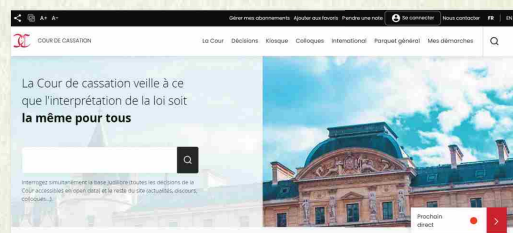


## はきいん フランス破毀院

トップページでは、シンポジウムの様子をYouTubeでも発信しています。

また、ユーザーがアカウントを作成し、興味がある分野についてキーワード登録すれば、関連する記事が掲載されるたびにメールが届きます。

例えば、「国際」というキーワードを登録すると、外国司法機関との国際交流記事が頻繁に通知され、積極的な国際交流の様子を知ることができます。



破毀院長と日本の大谷直人最高裁判所長官との会談の様子も掲載されました。



各国の裁判所は、ウェブサイトを充実させており、日本の最高裁判所ウェブサイトと同じように、判決文や開廷表を公開し、裁判官の紹介をするなど、より身近に司法を感じてもらえるような色々な工夫を凝らしています。

シンプルな構成の国から、写真・動画・SNSを多用する国まであり、それぞれのお国柄が出ています。ウェブサイトを見るだけでもちょっとした旅行気分が味わえるかもしれません。



## 英国最高裁判所

トップページには多くの写真が掲載されています。最高裁のロビーを結婚式など特別な催しのために借りることができ、最高裁のウェブページから予約もできます。また、最高裁の建物の中には絵画コレクションやカフェもあります。

司法年度開始  
セレモニーに  
おける裁判官  
の正装です。  
日本の法服と  
は違いますね。



## 360度バーチャルツアー

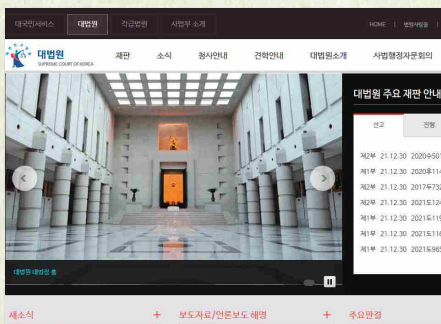
コロナ下で見学が難しくなったことから、360度バーチャルツアーが開始されました。最高裁を意味する紋章はイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドそれぞれを象徴する花の組み合わせからでき、カーペットやカーテンにいたるまでデザインされています。



## 韓国最高裁判所

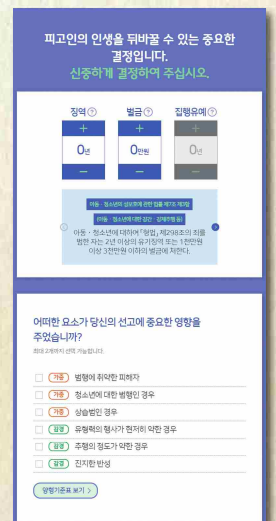
インターフェースは、ご紹介する4か国の中で、もっとも日本のものに似ています。法教育に力が入れられており、小学生向けから大人を対象にしたものまであります。

小中高生対象の司法研修プログラムも始まりました。



## 量刑体験プログラム「あなたが裁判官」

実際の刑事事件をもとにドラマ仕立てで模擬事例が組み立てられています。参加者は裁判官の役割を担い、検察官、弁護人、被告人の話を聞いて、裁判を進め、その後、量刑やその量刑を選択した理由を選択肢の中から選択します。他の人がどの量刑を選択したかについて集計結果も表示されます。





# 裁判員制度

## 司法の窓（第87号）

2022年（令和4年）5月発行

最高裁判所

東京都千代田区隼町4番2号

裁判所ウェブサイト <https://www.courts.go.jp/>

写真、イラスト、特集記事及び記名記事以外の転載は自由です。